

答 申

第 1 審査会の結論

処分庁（世田谷区長）の審査請求人に対する入園（転園）待機通知処分（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人である父親及び母親並びにこれらの者の子（以下「審査請求人」という。）は、以下のとおり主張し、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

（ 1 ）本件処分は、入園（転園）待機通知書ではいかなる理由で審査請求人の一人である子（以下「子」という。）の保育所への入園が認められなかったのか明らかではなく、行政手続法第 8 条に違反する。

（ 2 ） 保育園において、 事故が発生しており、その原因は、担任が常駐していないなど、 の子どもに対する保育の体制ができていない点にあると考えられるものであるから、保育の体制がとれている認可保育所への入園を決定すべきである。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、以下のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

（ 1 ）本件処分の理由は、入園（転園）待機通知書に、「（理由）定員超過のため」と記載しており、審査請求人は本件処分の理由が保育園の定員に空きがなく入園ができなかったことであることを容易に確認できるので、行政手続法第 8 条に違反するものではない。

（ 2 ）処分庁は、保育所等が不足していることから、法令等に従って、適正に入所調整を行っているものであり、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

第 3 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 4 5 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

（ 1 ）保育所等の利用についての調整について

処分庁は、世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（以下「規則」という。）第 1 7 条第 2 項に従って、本件入園申込書や審査請求人である父親及び母親の就労状況報告書等から、基準指数から調整指数を増減した値を と定めた。なお、処分庁におけるこの基準指数の算定に誤

りは認められない。

また、処分庁は、平成28年6月16日に行われた7月入園の調整会議において、他の児童についても基準指数から調整指数を増減した値を求めて比較している。しかしながら、いずれの保育園についても空き数がなく、利用の承諾ができないため、処分庁は子について本件処分を行ったものであり、違法又は不当な点は認められない。

ところで、審査請求人は、子を保育している認証保育所において、事故が発生したことをもって、保育体制がより充実していると考えられる認可保育所への入園を認めるべきだと主張する。があったことについて審査請求人である父親及び母親が不安を感じることは理解できるが、一般的に認証保育所では子どもへの対応ができないなど、子どもを他の子どもより優先して認可保育所に入園させるべきという証拠はない。事故が発生したのは、本件処分より後であり、事故の存在が本件処分の違法又は不当の理由となるものではない。

次に、規則第19条は、利用の承諾を決定することができないときは、保育の申込みをした支給認定保護者に対して通知をするものと定められているところ、本件処分の名宛人は、「審査請求人である父親様方 子様」であり、支給認定保護者であり審査請求人でもある父親ではなく児童である子が名宛人となっているから、規則第19条に違反するものである。

もっとも、本件処分の宛名には本来の名宛人である支給認定保護者であり審査請求人でもある父親の氏名も記載されていること、一般に支給認定保護者と保育を必要とする児童の住所は同一であること、本件においても現に審査請求人である父親が本件審査請求を行っていること等からすれば、速やかに是正するべきものと思料するが、審査請求人に具体的な不利益を生じさせるものではなく、本件処分を取り消す理由になるものとは認められない。

上記のほか、保育所等の利用の調整について処分庁による本件処分を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における理由の提示について

世田谷区行政手続条例(以下「行政手続条例」という。)第8条第1項は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と規定している。なお、審査請求人も処分庁も、本件処分の理由の提示に関して行政手続法第8条の違反の有無について主張しているが、本件処分の根拠は規則にあることから、行政手続法ではなく行政手続条例への抵触の有無が問題となるものである。

そして、申請に対する拒否処分における処分理由の提示は、行政庁の慎重・合

理的な判断を担保し、申請者の争訟提起の便宜を図るため、拒否処分と同時に、処分理由を申請者に対して示すことを行政庁に義務付けるものであると考えられるから、拒否処分がなされるもとなった基本的な事実関係を、申請者において理解しうる程度にされるべきものである。

本件処分において、処分庁は、入園（転園）待機通知に「（理由）定員超過のため」との処分理由を記載している。審査請求人は、理由が明らかでない旨を主張するが、確かに十全な処分理由の記載がされているとはいえないものの、「定員超過のため」との記載から、審査請求人が希望する保育園に空きがないために入所できないということは通常理解できるものであるから、「定員超過のため」との理由の提示が行政手続条例第8条第1項に照らして不当又は違法と認めることはできない。

第4 審査会の判断の理由

（1）保育所等の利用についての調整について

まず、処分庁は、審査請求人の希望する保育園にはいずれも空き数がなく利用の承諾ができないため、子について本件処分を行っており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。すなわち、前記の第3 審理員意見書の要旨2（1）に述べられているとおり、処分庁は、規則第17条第2項に従って、本件入園申込書や審査請求人である父親及び母親の就労状況報告書等から、審査請求人の家庭状況について適正に認定し、平成28年6月16日に行われた7月入園の調整会議においては、他の児童と同様に基準指数から調整指数を増減した値を求め、比較していると認められるからである。

また、審査請求人は、子を保育している認証保育所において、事故が発生したことをもって、保育体制がより充実していると考えられる認可保育所への入園を認めるべきだと主張する。確かに、があったことについて審査請求人が不安を感じることは理解できる。これについて、当審査会が確認したところ、

に関する指導や研修を、認可保育所、認証保育所にかかわらず同様に実施しているとのことであった。このことから、規則第17条並びに別表第1及び別表第2が定める基準指数及び調整指数において、が必要な子どもについて特段加点するような取扱いになっていない。したがって、一般的に認証保育所では子どもへの対応ができないなどから、子どもを他の子どもより優先して認可保育所に入園させるべきというような取扱いはない。さらに、子の事故が発生したのは、本件処分より後であり、事故の存在が本件処分の違法又は不当の理由となるものではないと認められる。

次に、規則第19条は、利用の承諾を決定することができないときは、保育の申込みをした支給認定保護者に対して通知をするものと定めているところ、本件処分の名宛人は、「審査請求人である父親様方 子様」であり、保育の申込みをした支給認定保護者であり、審査請求人でもある父親ではなく児童である子が名宛人となっているから、規則第19条に違反するものである。

もともと、本件処分の宛名には本来の名宛人である保育の申込みをした支給認定保護者であり、審査請求人でもある父親の氏名も記載されていること、一般に支給認定保護者と保育を必要とする児童の住所は同一であること、本件においては父親が本件審査請求を行っていること等からすれば、前記の第3 審理員意見書の要旨2(1)で述べられているとおり、速やかに是正するべきものと思料するが、審査請求人に具体的な不利益を生じさせるものではなく、本件処分を取り消す理由になるものとは認められない。

さらに、上記のほか、保育所等の利用の調整について処分庁による本件処分を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分における理由の提示について

まず、前記の第3 審理員意見書の要旨2(2)で述べられているとおり、本件処分については、審査請求人も処分庁も、本件処分の理由の提示に関して行政手続法第8条の違反の有無について主張している。しかしながら、世田谷区支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例第6条は、区長は、支給認定子どもについて、規則で定めるところにより、児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用についての調整を行う旨を定めている。そして、調整の基準、手続等を規則で定めていることから、本件処分の根拠は条例にあると解することが相当であり、このことから、行政手続法ではなく行政手続条例への抵触の有無が問題となるものと認められる。

そして、申請に対する拒否処分における処分理由の提示は、行政庁の慎重・合理的な判断を担保し、申請者の争訟提起の便宜を図るため、拒否処分と同時に、処分理由を申請者に対して示すことを行政庁に義務付けるものであると考えられるから、拒否処分の基礎となった事実関係を、申請者において理解しうる程度になされるべきものである。

本件処分において、処分庁は、入園(転園)待機通知に「(理由)定員超過のため」との処分理由を記載している旨を主張し、審査請求人は、この理由が明らかでない旨を主張する。この点について、前記の第3 審理員意見書の要旨2(2)で述べられているとおり、「定員超過のため」との記載から、審査請求人が希望する保育園に空きがないために入所できないということは通常理解できるものであると考えられる。したがって、「定員超過のため」との理由の提示が、行政手続条例第8条第1項に照らして違法又は不当と認めることはできない。

よって、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第5 調査審議の経過

日付	審議経過
平成28年11月1日	審査庁(世田谷区長)から諮問を受けた。(諮問第84号)

平成28年11月14日	(平成28年度第7回審査会) ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成28年12月8日	(平成28年度第8回審査会) ・関係職員から説明を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
平成29年1月24日	(平成28年度第9回審査会) ・引き続き諮問事項を審査した。
平成29年3月14日	審査庁(世田谷区長)に答申した。